

平成30年度10月入学者分入学料**免除**申請書類の 配付及び申請受付の期間について

下記のとおり申請書類の配付及び申請の受付を行いますのでお知らせします。

なお、申請書類は、**日本人学生等用**と**私費外国人留学生用**の2種類がありますので注意してください。

1. 対象者：次の一つに該当する者 **※(2)のとおりこの制度は原則大学院入学者が対象です。**
 - (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難と認められる者。
 - (2) **大学院に入学する者で、**経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。
 - (3) (2)に準ずる場合で、相当と認められる事由がある者。

2. 申請書類の配付

①配布開始：**平成30年7月6日(金)から(②、③、④とも)**

②配付場所：学生課窓口（本部管理棟1階）9:00～17:00（土、日、祝日を除く）

③ホームページからダウンロード

「平成30年度入学料免除申請要領」（日本人学生等用、私費外国人留学生用）

http://www.tufs.ac.jp/student/tuition_scholarship/exemption.html

④郵送での請求

申請書類を郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封し、その封筒に、学籍番号（または受験番号）、氏名、郵便番号、住所、「**日本人学生等用入学料免除申請書類請求**」または「**私費外国人留学生用入学料免除申請書類請求**」と朱書きで明記してください。

ただし、郵送での請求は受付開始日の前日までに学生課に届く場合に限ります。

3. 申請書類の受付

○受付期間：**平成30年7月26日(木)、7月27日(金)**

○受付場所：本部管理棟（事務棟）1階学生課窓口 9:00～16:30（12:40～13:40は除く）

[郵送の場合]**平成30年7月27日(金)17時まで**に**必着**。

4. 留意事項

- ・原則として代理申請は認めませんので、本人が申請してください。
- ・やむを得ない事情により受け付期間中に申請できない場合は、**必ず事前に**学生課に相談してください。**入学料免除申請をせずに入学料の振込みをしなかった場合は、入学手続は完了にはなりません。**
- ・入学料免除を申請ずる場合は、同時に入学料徴収猶予の申請はできません。

平成30年5月23日

東京外国語大学 学生課

TEL 042-330-5177